

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。子どもたちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

一方、義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、子どもたちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠である。

また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の改正を受け「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられる。今後は高等学校においても早期実施を図るとともに、よりきめ細かな教育活動を実現するために、小中学校における学級編制標準の更なる引き下げと少人数学級の実現が求められる。

さらに、教育委員会が作成する「業務量管理・健康確保措置実施計画」により2026年4月から学校の働き方改革が進められているが「業務の3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠である。

こうした観点から、下記事項が実現されるよう強く要望する。

記

- 1 学校の加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、これに係る必要な財政措置を講じること。
- 2 教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を拡充すること。
- 3 小・中学校の更なる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。

4 部活動の地域展開を更に進めるため、財政的措置等を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} あて

三木市議会議長 岸本和也